

1. 基本情報（令和5年4月1日現在）

人口	32,521人	保護率	0.79%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	317.8件／月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	109.0件／月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	21.2件／月				
就労・増収率（%）	71.4				
任意事業等の実施状況					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 会議の概要等（令和5年度）

構成員	・市（地域福祉課・子ども家庭支援課・健康増進課・介護保険課・地域包括支援センター）、支援関係機関（大田市社会福祉協議会（以下「社協」）・居宅介護支援事業所・相談支援事業所等）、その他市長が必要と認める者（対象者（世帯）に関わっており情報共有が必要な者）
会議の内容	・名称：「大田市重層的支援体制整備事業支援会議」 ・課題が複雑化・複合化し支援が必要なものの、本人同意が得られないなど関係者間での情報共有が困難な対象者（世帯）について、関係者が安心して情報共有ができる場として設置 ・重層的支援体制整備事業の実施に伴い（生活困窮分野も包含する会議として）社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」を設置（令和3年10月1日）
開催方法等	(1)市又は社協に相談のあった（本人同意が得られない）事例について、相談支援包括化推進員が「支援会議」開催の必要性について協議 (2)必要と判断した場合、次のいずれかで開催 ①社協が主催（実務者会議【個別会議】＝「支援会議」の位置付け） ②既存の会議体に「支援会議」の機能を付与（社協参加） ※「実務者会議【個別会議】」の開催は多機関協働事業として社協委託
その他特記事項	・生活困窮者自立支援法第9条に基づく「支援会議」は未設置

4. 会議設置までのプロセス

設置前

・令和元年度以降、市内の支援関係機関間の顔の見える関係づくりを主目的に「実務者会議」を月1回開催しグループワーク形式で事例検討を行っていたが、個人情報の関係から、中々事例が出ない、出ても検討内容が深まらない状況があった。

設置に向けて

・現場レベルの関係づくりのためには引き続き会議の定期開催は必要であり（令和3年度に「重層的支援体制整備事業」の実施に伴い）
①関係者間の顔の見える関係づくりを主目的に勉強会（グループワーク研修）中心に行う【全体会議】と、
②（本人同意が得られず、関係者間でクローズな情報共有を行う）事例検討を主目的とした【個別会議（「支援会議」の位置付け）】に分ける

・令和3年10月1日設置

※正確な収入・資産の把握等が困難な事例が多いが、「支援会議」を開催する事例の多くは経済的に困窮する世帯

令和3年10月 事業開始

会議開催

（開催実績）
・令和3年度：3事例（3件）、令和4年度：11事例（14件）

（効果等）
・「実務者会議」を【全体会議】と【個別会議】に分け、【個別会議】を「支援会議」に位置付けたことにより、本人同意は得られていないものの個人情報を含む情報共有が可能になる
・「実務者会議」のメンバーではない民生児童委員や医療機関の担当ケアマネも招集し情報共有が図れた
・当初は、社協が関わった事例についての開催（社協が進行）だけであったが、社協の関りが無い事例についても、既存の会議体に「支援会議」の機能を付与して開催（社協は参加）